

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため
の日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する
議定書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	議定書の主要な内容	一
1	投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国課税の減免のための規定	一
2	税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定	一
3	租税債権の徴収を相互に支援（徴収共助）するための規定	二
三	議定書の実施のための国内措置	二

一 概説

1 議定書の成立経緯

政府は、平成十五年（二千三年）十一月にワシントンで署名された米国政府との間の現行の租税条約の内容を改正するため、平成二十三年（二千十一年）六月以来、米国政府との間で交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的合意に達し、平成二十五年（二千十三年）一月二十四日にワシントンにおいて、日本側在米国佐々江大使と米国側ウオリン財務副長官との間でこの議定書の署名が行われた。

2 締結の意義

この議定書は、現行の租税条約の内容を部分的に改正するものである。我が国と米国との間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、配当及び利子に対する源泉地国免税の対象を拡大するとともに、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続及び徴収共助に関する規定等を設けるものである。この議定書の締結により、税務当局間の協力体制が強化されて国際的な脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処することが可能となるとともに、我が国と米国との間で課税権の調整が更に図られることとなり、相互の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

二 議定書の主要内容

この議定書は、前文、本文十五箇条、末文等から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国課税の減免のための規定

配当について、株式の保有割合に係る要件及び株式の保有期間に関する要件を改正し、源泉地国免税の対象を拡大することを規定している（第三条）。また、利子（債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。）について、源泉地国免税とすることを規定している（第四条）。

2 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定

条約の規定の適用に関する紛争の円滑な解決を図る観点から、納税者により申し立てられた課税事案が権限のある当局間の協議（相互協議）によって解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入することを規定している（第十一条）。

3 租税債権の徴収を相互に支援する（徴収共助）ための規定

国際的な脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処するため、現行の租税条約では、徴収共助の対象を条約の濫用の場合に限定しているところ、これを滞納租税債権一般に拡大するとともに、その実施のための要件、手続等を規定している（第十三条）。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。